

令和6年3月29日

株主及び債権者各位

大阪市西区九条南一丁目12番62号
大阪市高速電気軌道株式会社
代表取締役 河井 英明

合併公告

当社（以下「甲」という。）は、効力発生日を令和6年5月1日として、吸収合併により、株式会社交通電業持株会社（本店所在地：大阪市平野区西脇二丁目12番26号、以下「乙」という。）の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第796条第2項、乙は会社法第784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を行うことを決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第797条第1項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までにその旨をお申し出ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) <http://www.osakametro.co.jp>
(乙) 確定した最終事業年度はありません。

以上